

各私立幼稚園長 殿

茨城県総務部長 末宗 徹郎
(総務課私学振興室扱い)

平成17年度入園児募集について(通知)

各私立幼稚園におかれましては、日頃より本県における幼児教育及び幼稚園教育の振興にご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、昨今の少子化の中にあつて、県内の一部の地域において過大な入園児募集活動や収容定員の超過が生じますことは、誠に遺憾であります。

つきましては、平成17年度の入園児募集にあたり、関係法令や下記事項に十分留意され、より一層本県における幼児教育及び私立幼稚園の振興が図られますようお願い申し上げます。

記

- 1 1学級あたりの幼児数は、幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第3条における「1学級の幼児数は35人以下」となるよう措置すること。
- 2 募集すべき幼児は、構造改革特区制度における認定を受けた幼稚園を除き、学校教育法(昭和22年法律第26号)第80条における「幼稚園に入園することができる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児」や、園則に定められた入園資格に該当するものとする
こと。
なお、年度途中で満3歳児を受け入れようとする場合は、必ず満3歳の誕生日以降に受け入れを行うこと。
- 3 入園時の募集に際しては、認可定員を厳守するとともに、地域社会の信頼に応えられるよう公正な募集活動を行うこと。
なお、施設の収容定員を超過するなど悪質な場合には、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第12条の規定に基づき、収容定員に関して是正を命ずることになるので、適正な募集に万全を期すこと。
また、募集方法・時期等について地域内に協定等が取り交わされている場合には当該協定を遵守すること。
- 4 障害のある幼児の受け入れに際しては、保護者等と十分な協議を行うとともに、教育環境条件の整備に努めること。
- 5 入園料、保育料等の幼児納付金及びスクールバス利用者負担金等の費用については、その徴収目的に応じて明確に区分するとともに、徴収金額(減免する場合の条件等を含む。)や徴収時期等の必要事項については、園則や募集要項等に明示し、保護者への周知徹底を図ること。
特に、入園しない者への入園料の取扱いについては、保護者に対する説明等を十分に行うこと。
- 6 スクールバスを運行する幼稚園にあつては、幼児の安全に十分留意の上、身体的負担・保育時間等に配慮した時間・経路等により行うとともに、園の経常経費や保護者への過剰な負担とならないよう努めること。